○農林水産省告示第千五百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県安中市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、安中市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県安中市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、安中市（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市石原町字内久保一二三、一六一から一六三まで、字西田原坂九の一、一〇、八四・八五の一・一〇二の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字闇苅四七（次の図に示す部分に限る。）、七四、七五、九〇の三三、九〇の三四、字西牧原一二六・一二七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字東横手一九、九九の二（次の図に示す部分に限る。）、九九の三、一〇八、字古城三九、三九の二、字屋下沢三六、四五、字高埜四の三、一九（次の図に示す部分に限る。）、字市城三一の一、字相野八三から八七まで、字牧原口六の一、七の二、七の四、七の五（次の図に示す部分に限る。）、字東牧原一の一、一の五、一の六、二から九まで、字帝口四五から四七まで、字室合内七四（次の図に示す部分に限る。）、字熊ノ谷下六一の八・六一の九・六一の四八（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字宮ノ入四四の一（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡大桑村大字殿一一九〇の一、一一九〇の三、一一九〇の九、一一九一の一、一二〇一の三、一二〇一の七、一二〇一の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡大桑村大字殿一一九〇の一、一一九〇の三、一一九〇の九、一一九一の一、一二〇一の三、一二〇一の七、一二〇一の八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県諏訪市大字豊田字日影林六〇〇六から六〇〇八まで、字日影棚久保六四六六のイの四、六四六六のイの五、字内山二〇二七の一二、二〇二七の一三、字湖南字内山二〇二七の一二、二〇二七の一三、字漆畑五一一四の二、字南本道北俣五一二二の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字日影林六〇〇六から六〇〇八まで、字日影棚久保六四六六のイの四、六四六六のイの五、字内山二〇二七の一二、二〇二七の一三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡南木曽町読書三七三五の一一五、三七三五の一七九、三七三五の二一六、吾妻四五三一の八、四四九一の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　和歌山県日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養